

議案第 1 4 号

岩倉市消防団条例の一部改正について

岩倉市消防団条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 4 年 2 月 2 5 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市消防団条例の一部を改正する条例

岩倉市消防団条例（昭和46年岩倉市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第1条中「団員」を「消防団員（以下「団員」という。）」に、「服務等」を「給与、服務等」に改める。

第13条を削る。

第12条第1号中「挺して」を「^{てい}挺して」に、「持たなければならない」を「持つこと」に改め、同条第2号中「厳守して上長」を「厳守し、上司」に、「上下一体事に当たらなければならない」を「組織一体の行動をとること」に改め、同条第3号中「上下同僚の間互に相敬愛し」を「団員相互に敬愛し」に、「信義」を「、信義」に、「慎しまなければならない」を「慎むこと」に改め、同条第4号中「金品の寄贈又は饗応接待」を「、金品の寄贈若しくは供応接待」に、「これを請求する等のことがあってはならない」を「これらを請求しないこと」に改め、同条第5号中「漏らしてはならない」を「漏らさないこと」に改め、同条後段中「また、同様とする」を「同様とする」に改め、同条第6号中「団員は、団」を「消防団」に、「特定の」を「、特定の」に、「又はこれに」を「若しくはこれに」に、「紛議に関与してはならない」を「紛争に関与しないこと」に改め、同条第7号中「又は営利行為をなし、若しくは」を「営利行為をなし、又は」に、「してはならない」を「しないこと」に改め、同条第8号中「職務のほかこれを使用してはならない」を「、職務以外の目的でこれを使用しないこと」に改め、同条を第13条とする。

第11条中「多数集合したり」を「多数で集合し」に、「多数集合して」を「多数で集合して」に改め、同条を第12条とする。

第10条中「団員であって」を「団員が」に、「団長は」を「団長にあっては」に、「他の者」を「団長以外の団員」に、「届出なければ」を「届け出なければ」に改め、同条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条中「服務する」を「職務に従事する」に改め、同条後段を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、招集を受けない場合であっても、災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

第 8 条を第 9 条とする。

第 7 条を削る。

第 6 条各号列記以外の部分を次のように改める。

任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として、戒告、停職又は免職の処分をすることができる。

第 6 条第 2 号中「違背し」を「違反し」に改め、同条第 3 号中「団員たるに」を「団員として」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 停職は、1 月以内の期間を定めて行う。

第 6 条を第 8 条とする。

第 5 条中「願出てその許可」を「願い出て、その許可」に改め、同条を第 6 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(分限)

第 7 条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを降任し、又は免職することができる。

(1) 勤務実績が良くない場合

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(3) 前 2 号に規定する場合のほか、団員に必要な適格性を欠く場合

2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

(1) 第 4 条第 1 項第 1 号に規定する資格を有しないこととなったとき。

(2) 第 4 条第 2 項第 1 号又は第 3 号に該当するに至ったとき。

第 4 条中「88 名とする」を「100 人とし、その編成は、市長が別に定める」に改め、同条後段を削り、同条を第 5 条とする。

第 3 条第 1 項中「推せんに基づき市長が、その他の団員は団長が次の各号の」を「推薦に基づき市長が任命し、団長以外の団員は、次に掲げる」に、「中より、市長」を「うちから市長」に、「これを」を「団長が」に改め、同項第 1 号中「推せんされたもの」を「推薦されたもの（機能別団員にあっては、本市に居住する年齢 18 歳以上の者）」に改め、同条第 2 項中「なることは」を「なることが」に改め、同項第 2 号中「第 6 条」を「第 8 条」に改め、同条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(団員の種類)

第 3 条 団員の種類は、基本団員及び機能別団員とする。

- 2 基本団員は、機能別団員以外の団員をいう。
 - 3 機能別団員は、市長が別に定める特定の任務に従事する団員をいう。
- 本則に次の 2 条を加える。

(報酬)

第 14 条 団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

- 2 団員には、別表第 1 に定めるところにより年額報酬を支給する。
- 3 団員が別表第 2 に定める出動区分により出動したときは、同表に定めるところにより出動報酬を支給する。
- 4 報酬の支給方法は、岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 46 年岩倉市条例第 27 号）の規定の例による。

(費用弁償)

第 15 条 団員が公務のために旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の規定により支給する旅費の額は、岩倉市職員の旅費に関する条例（昭和 46 年岩倉市条例第 35 号）別表に定める職員の旅費相当額とする。
 - 3 旅費の支給方法は、岩倉市職員の旅費に関する条例の規定の例による。
- 別表を削り、附則の次に別表として次の 2 表を加える。

別表第 1（第 14 条関係）

区分	階級	報酬の額
基本団員	団長	年額 196,200 円
	副団長	年額 148,200 円
	分団長	年額 96,600 円
	班長	年額 41,400 円
	副班長	年額 38,300 円
	団員	年額 36,500 円
機能別団員	団員	年額 18,000 円

備考 機関員に任命された者に係る報酬の額は、この表に定める報酬の額に 5,000 円を加算した額とする。

別表第 2（第 14 条関係）

出動区分	報酬の額

災害の場合	日額 8, 0 0 0 円以内で別に定める額
訓練、啓発活動等の場合	日額 2, 0 0 0 円以内で別に定める額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(分限に関する適用区分)

- 2 この条例による改正後の岩倉市消防団条例（以下「新条例」という。）第7条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に消防団員が同項各号に掲げる場合に該当する場合について適用する。

(年額報酬に関する適用区分)

- 3 新条例第14条第2項及び別表第1の規定は、令和4年度以後の年度分の年額報酬について適用する。

(手当に関する経過措置)

- 4 新条例第14条第3項及び別表第2の規定は、施行日以後に出動したものについて適用し、施行日前に出動したものについては、なお従前の例による。

(費用弁償に関する適用区分)

- 5 新条例第15条の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用する。